

大阪府立高等学校空調設備更新PFI事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	項目	質問	回答
1	実施方針		用語の定義	点検対象設備における維持管理業務は法定点検業務のみで、実施方針P.3、⑤f.以外の項目は実施が不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	2	第1・1.・(7)	維持管理期間について、社会情勢の変化により中間期も空調を使用するようになり、空調の年間稼働時間が大幅に増加した場合、契約期間の短縮協議は可能か？	詳細は入札説明書等で示します。
3	実施方針	2	第1・1.・(7)	維持管理業務について「維持管理が開始された年度から18年後の年度の末日をもって、維持管理業務の対象から外します。」との記載がありますが、実施方針P.3、⑤a.～g.の全ての項目の実施が不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	2	第1・1.・(7)	「府が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに従うものとします。」とありますが、貴府が想定している整備順序の素案はありますか。	現在想定している整備順序の素案はありません。
5	実施方針	3	第1・1.・(8)・②	「デマンド監視装置の適切な設定」とありますが、設定のデフォルト値が示されていると考えてよろしいでしょうか。	各対象校の電力使用状況から事業者が設定してください。
6	実施方針	3	第1・1.・(8)・⑥	所有権移転後の移設等業務について、移設後の維持管理業務（実施方針P.3⑤a.～g.）は継続して行われる（通算18年間）との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	4	第1・1.・(10)	施工後所有権を移転するBTO方式であるが、支払いは18年間の均等分割払いとなるのか？ BTOの場合は、工事費用の支払いは財産移管時の一括払いが通例だが、今回は、支払いだけ分割払いということか？	実施方針P3 第1・1.・(10)に記載のとおりです。詳細は入札説明書等で示します。
8	実施方針	7	第2・4.・(2)	構成員はSPCに出資しSPCから直接受託・請負する企業、協力企業はSPCに出資しないがSPCから直接受託・請負する企業だとすれば、構成員や協力企業から更に下請けする下請企業は明示の必要がないという解釈で良いのか？	ご理解のとおりです。
9	実施方針	8	第2・4.・(5)	「中小企業者の受注機会の増大に配慮」とありますが、地元中小企業への具体的発注額の大小によって評価点が変わるとの認識でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等で示します。
10	実施方針	8	第2・5.	選定委員会の委員に接触を試みた者は失格とあるが、選定委員はいつ公表されるのか？ 公的な会議等で同席した場合も含まれるのか？	選定委員会の委員は、落札者決定後に公表します。各委員に本事業の選定委員であることを知りながら接触を試みた場合、入札参加資格を失います。
11	要求水準書(案)	2	第1・3.・(5)	ライフサイクルコストの縮減とあるが、各空調機の運転時間等は、提示されるのか？ 具体的に提示されないと、ランニングコストの算定が出来ない。	要求水準書 別紙7 空調環境の標準提供条件を、提案段階における消費エネルギー量の算定及び点検業務に係る運転時間の目安となる空調環境の提供に係る標準値として示しています。
12	要求水準書(案)	2	第1・5.	老朽化した空調設備の更新とあるが、更新すべき空調機は具体的な指示があるのか？ 具体的な指示がないと、公平な競争が出来ない。	詳細は入札説明書等で示します。
13	要求水準書(案)	3	第1・6.	契約期間2019年3月～となっておりますが、現行の既設機器の維持管理業務は、本事業に含まれるという認識で宜しいでしょうか？	点検対象設備の法定点検業務を除き、既設機器の維持管理業務は本事業には含まれません。
14	要求水準書(案)	13	第2・3.・(2)	既存の集中管理コントローラにはパソコンタイプの物もあります。タッチパネルだけでなく、既存設備と同様にマウス、キーボードによる操作でもよろしいでしょうか。	原則として、タッチパネル式の集中管理コントローラとします。
15	要求水準書(案)	14	第2・3.・(2)	「リモコン操作のうち、ON-OFFは許可し、設定温度は許可しないことが可能な機能」とは、例えば、リモコンでの設定温度範囲を制限するような機能でもよろしいでしょうか。	温度設定を許可しないことが可能な機能を有することを求めます。なお、それに加えて、温度の設定範囲を制限する機能が付加されていることは妨げません。
16	要求水準書(案)	14	第2・3.・(2)	「冷房・暖房切替は…リモコンでの操作を禁止する機能」は、室外機に対しリモコンが1つの空調設備では特に必要ない機能でしょうか。	整備対象設備は、対象校ごとに全て集中管理コントローラにより、冷房・暖房の切替するものとします。
17	要求水準書(案)	14	第2・3.・(2)	集中コントローラの画面上に教室名称等を表示すれば、「集中コントローラ上の表示と各教室の名称との対応表」は省略してよろしいでしょうか。	省略しても構いません。ただし、教室名称等が変更された場合は、集中コントローラ上の表示も事業者が自ら変更したり、変更操作の手順を分かりやすく示す等、学校現場に負担がなく更新できるような工夫を求めます。
18	要求水準書(案)	14	第2・3.・(3)	「室外機運転時間」とは、接続される室内機のいずれかが運転している時間と考えてよろしいでしょうか。また、時間の計測は1分単位でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書(案)	10	第2・3.・(1)	アスベスト飛散防止対策が必須となった場合、別途追加工事との認識でよいか。	詳細は入札説明書等で示します。
20	要求水準書(案)	14	第2・3.・(4)	既存の変電設備およびガス設備を利用する場合、経年劣化に伴う改修費用負担は所有者負担での認識でよいか。	本事業によって設置を行う整備対象設備専用として、既存の変電設備及びガス設備を利用する場合は、事業者の負担により行うこととします。

大阪府立高等学校空調設備更新PFI事業 実施方針等に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	項目	質問	回答
21	要求水準書 (案)	17	第3・3. . (2)	休日は作業を行わないこととするが、教室内の空調室内機の更新は、教室内の作業となることから、夏休みの他、中間期平日の放課後や特別教室での授業中など、平滑な工事期間確保への配慮は、協議によって可能となるのか？	要求水準書P17 第3・3. . (2)に記載のとおりです。極力、学校教育や教職員の勤務への影響の少ない方法をとることを前提とした上で、休日や授業中等にやむを得ず作業を行う場合は、学校と事前に十分協議を行ってください。
22	要求水準書 (案)	25	第6・1. . (1)	高校のインフラの状況によって、ガス式・電気式空調が混在する場合、高校様からの修繕等の受付窓口がガス式・電気式で2重化・煩雑になる可能性があります。受付窓口は1つに統一すべきでしょうか。	ご質問の状況においては、受付窓口は1つに統一してください。
23	要求水準書 (案)	28	第6・3. . (1)	「デマンド値」とは、空調環境の提供分のデマンド値でしょうか。対象校全体のデマンド値でしょうか。	空調環境の提供分です。
24	要求水準書 (案)	29	第6・3. . (4)	空調環境を継続的に提供できる状態にするために、機器故障の更新以外に、室内機洗浄やロスナイのダクトの保温更新等が必要になった場合も対応費用は事業者の負担となりますでしょうか？	ご理解のとおりです。
意見①	実施方針	12	第2・6. . (3)	提案書類は、どこまで詳細を求めるのか？ 図面などは代表的な1、2校に留め、できるだけ簡略な提案に留意され、維持管理実績などへの評価も現管理者が有利にならないような配慮が競争性確保のために必要ではないか？	詳細は入札説明書等で示します。
意見②	要求水準書	14	第2・3. . (4)	前回PFI時に設置された既存のキュービクルなどは、既に15年が経過しているが、今後18年の事業期間を合わせると合計で30年を超えることになり、法定耐用年数の倍を超えることになる。このような設備を引き続き使うことを可能とすれば、学校空調の安定した運営に支障があると考えられるため、公平を期して、キュービクルは事業期間内で更新することを義務付ける必要があると考えられるが如何か？	平成15年度から実施した「大阪府立高等学校教育環境改善事業」において整備された空調設備専用の受変電設備を、事業者の提案により本事業で再使用することは可能としますが、再使用により空調環境の提供に支障が生じないよう適切な時期に更新を行う等の予防保全を行い、また支障が生じた場合には、速やかに空調環境の提供が行えるよう対応してください。 No20も参照してください。
意見③	要求水準書	27	第6・2. . (4)	事業期間終了後も一定の性能を確保とあるが、万一、現在の空調用キュービクルを継続使用している場合は事業期間終了時点で法定耐用年数の倍を超える33年の継続使用となるため、到底、一定の性能が確保されているとは言えないので、キュービクル更新を義務付けすべき。	事業期間終了後も一定の性能が確保されることが求められていることを踏まえ、既存の空調設備専用の受変電設備の再使用や事業期間中の更新等の対応を検討いただき、ご提案いただけることを期待しています。